

## 文書館のメインディスプレイとディスプレイ

北川 健

文書館は「分かりにくい」「ワンダーな」施設である。なぜ、そうなのか。仮りに極端を云えば、なかには「分かっていない」「まま文書館が構想されたり、「分かっていない」「まま運営されたりしている場合さえありうるわけである。なぜ、そうなるのか。

それでいて、文書館を「見せて」「いこう」「見せて」「いきたい」「見せて」「いかねばならないとする。では、いったい何をどう「見せて」「いくのか。

建物のレイアウトをも含めて、文書館そのものをどう「見せて」「いくのか。何をどう表示し、何をどう保障していくのか。それが、ここで云う「ディスプレイ」である。

では、そのディスプレイとは何か。何を「メインディスプレイ」とし、何を「サブディスプレイ」としていくのか。このことは、すぐれて文書館の自己定義であり、ポリシーそのものである。

要は、「モノ」と「お客」。その関係づけ。位置づけ。それも「モノ」を基本・主軸としてのそれ。「モノ」(『文書資料』から考えていくべきである。「モノ」を基軸に「ツキツメ」<sup>註①</sup>、その上で「ツケアワセ」「ツケタシ」を考える、それが文書館についての「思考の骨格」(パラダイム)だと、私は云っている。

そもそも文書資料は、①形態的、②組織的、③量的、④質的、⑤時間的：etcの存在である。この固有性にもとづく、それに規定されての文書館であることを「ツキツメ」することで、この固有性・独自性をどう保障し、どう表示していくことが、文書館そのものの「ディスプレイ」であるかを、ここでは試考する。

I 文書館という「固有」性の表示と保障

一 ネーミングによる「モノ」の表示

文書館は、何よりも「モノ」(文書資料)を固有の基盤とする。このモノのゆえに、文書館は「文書」館と称する。そう表名してこそディスプレイの第一歩。

世にあっても、モノによる呼称が通則。図書館・博物館・美術館……がそれ。

図書館……図書 博物館……博物 美術館……美術作品 文書館……文書記録

要は、文書館は「歴史」館でも「歴史資料」館・「史料」館でもないのである。「歴史」は利用の結果・成果であり、「歴史資料」や「史料」は利用する次元での、それも一つの利用目的にある立場での云い方。

文書をどう利用するかは、「利用」者サイドでのこと。その用途を文書館がセンエツにも限定、特定、わざわざ「狭

表1 文書館などの登場と名称

年代	モンジョ館	シリョウ館	ブンショ館	そのほか
S30	山口県文書	京都府立総合資料館		
S40	埼玉県立文書館	福島県歴史資料館 神奈川県立文化資料館	東京都公文書館	茨城県立歴史館
S50	群馬県立文書館	岐阜県歴史資料館		
S60	北海道立文書館  栃木県立文書館  広島県立文書館		兵庫県公館 大阪府公文書館 愛知県公文書館 富山県公文書館 千葉県文書館	

表2 公文書の利用率 (平成1年度)

		山口県文書館	北海道立文書館	国立公文書館
公文書の利用率	冊	10.8%	25.5%	13.0%
	人			29.5%
備考	冊	毛利家文庫	刊行物	和書漢書
	人	56.8%	51.5%	86.5%
				68.5%

●『山口県文書館研究紀要』17号、『赤れんが』11号、『国立公文書館年報』平成元年度、から作成。

める「ことはない。文書館は「供用」する立場。あくまでも「文書」そのものを提供、提示するまでのこと。まして「情報」提供、「歴史」像の提示などというものではない。あくまで情報源、情報財としての文書の提示である。そこからどう情報を引出し、何の「ネタ」、何の史料とするかはユーザー、利用者自身の行為である。利用は何も「歴史」研究に限定、特定されるものではない。市民的、行政的の利用をも保障するものでなくては、「みんなの」文書館とはならない。「歴史資料」「史料」などと用途・目的からではなく、「モノ」そのものとして、「文書」という形面を表示していったこそ、広くその「汎用」性を保障するディスプレイというものである。

二 モンジョという「方法」の表示

では、なぜこれを「モンジョ」「モンジョノ館」と云い張るのか。どうして「ブンシヨ」「ブンシヨ館」とは云わないのか。

それは、同じ文書だとしても扱い方がチガウノからである。文書館は、とりもなおさず「文書(モンジョノ)」学にこそ立脚するからである。

文書(モンジョ)学とは、文書について現行の文書制度とは離れて考究するの固有の学問。文書(ブンシヨ)学とは、文書制度の實際運用を前提としての学問。

早い話が、たとえ一二年前の文書であろうと、モンジョ学的手法をもって対象とするなら、それは「モンジョ」なのである。文書館にあつての文書資料とは、館自体にとってはすべて「モンジョ」ということになる。

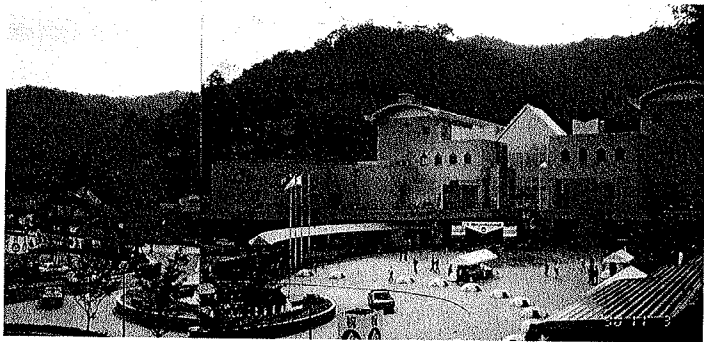
何も「江戸時代以前のいわゆる古文書」も扱っているからモンジョ館だ」とか「和紙に毛筆で書いてあるからモン

表3 建物・機構の独立性・分離性・帯同性 →○印は独立化

山口県文書館	図書館・視聴覚センター	従	(総合)
京都府立総合資料館	(博物一〇、図書・文書)		
東京都公文書館	職員研修所(一〇)		
埼玉県立文書館	公文書センター(一〇)	主	文化センター
福島県歴史資料館	(考古・民俗・歴史)		文化センター
神奈川県立文化資料館	図書館・(一〇)		(歴史)
茨城県立歴史館	(考古・民俗、史料一〇)		(歴史)
岐阜県歴史資料館	(歴史・行政、民俗一×)		
群馬県立文書館			
北海道立文書館			
兵庫県公館			
大阪府公文書館			
愛知県公文書館	(自治会館)		
栃木県立文書館	情報公開室、旅券室(一〇)	主	
富山県公文書館			
千葉県文書館	情報公開センター	主	
広島県立文書館	図書館・産業技術興隆センター	従	情報プラザ
鳥取県公文書館			
徳島県立文書館			文化の森

表4 所属とゾーン

タイプ	所属	ゾーン	事例
ワンサイド型	●知事	●行政	北海道(赤れんが)・愛知・栃木・千葉・
	▼教育	▼文化	山口・群馬・徳島(文化の森)・
クロス型	●知事	▼文化	富山・広島(情報プラザ)・
	▼教育	●行政	埼玉・



### 「文化ゾーン」の中の文書館

いわゆる「文化ゾーン」に立地する、典型的な最新の館として徳島館がある。三〇〇億円を投入しての「文化の森」



総合公園という、まさに企画設定されたカルチャーランドの二翼に位置するが、その最大の見識は、メインゾーンとは小さな山林で隔て、建物として独立館とされているところにある。  
あたかも「森のスフィンクス」のごとくに、独自の世界を保持している。

正面は旧県庁舎の女関部分を移築。荘重な空間を構成している。  
横庭の土手には、和紙の原料となるミツマタを標本として栽植しているなど、細かい配慮がなされている。(H二撮影)

「ジヨだ」とか、そういう分別や見地ではないのである。

「モンジョ」と唱えるか「ブンショ」と読むかは、いみじくも文書を対象としてのその姿勢と方法のチガイにもとづくとしなくてはならぬ。そう弁別、峻別することなくしては、こと文書館の自己規定も自己定立もありはしない。

このチガイを決定的、基本的な固有性として、みずからの館名に「モンジョ」と標榜、誇示、ディスプレイしているってこそ、文書館ノというもの。この文書館自体の固有性を保障せずして、何んのネーミングか。

### 三 建物による「インデペンデンス」の表示

では、この「固有」性のある文書館を、形の上でどう表示していくのか。まず「建物」自体がそうでなくてはならない。  
ところが、文書館の館舎といえ、スグにも「独立か複合か」などといった、愚問がつきまとう。それほど文書館

についての社会的認識は低いのである。

だから、低いだけに「独立」館舎ノたるべきである。独立館舎こそ、自己存在宣言ノとしてのディスプレイなのだ。複合館ではいつそう社会的認知は得られない。

図書館や博物館や美術館が、なぜ図書室や博物室や美術室ではなく、それぞれが「館」として社会的市民権を得てきているか、それを考えればスグにも分かるはず。建物の独立性が伴ってこそ、「館」(固有性の保障)なのだ。

- A館。(ii)館と(iii)センターとの三館複合の建物。「情報」施設をうたう。ために文書館はもとより、図書館の所在さえ知らない市民が少なくないという。

文書館のメインディスプレイとディスプレイ(北川)

文書館のメインディッシュとディスプレイ(北川)

● B館は独立建物だが、一連の(ii)館と(iii)館は複合建物。これまた「情報」施設をうたう。ために(ii)館・(iii)館の有無や機能は、一聞しただけでは分からない。

● C館。「歴史資料館」の看板は持つが、「(iii)センター」などと総称する複合施設のなかの、それも(iii)館の附属施設。このほど名実ともに独立して「公文書館」になる。

複合館では、文書館は「埋没」する。浮かばれない。建物としても自己実現ノすることがないと、文書館の地位成立には及ばない。

むしろ「複合」にはいくつかの形式はある。しかし云っておくが、「対等なノ複合」などありはしない。建物管理権があくまでも一方に属するからである。

建物の計画・建設からしてが、何方が主担課となるかでその発想や調整は大いに異なる。一方に制肘と犠牲、「シワヨセ」を強いるだけでなく、相互双方に機能の「相殺ノ」をもたらすというのが、斯界の常識である。

実際、保存文書の精緻・緻密な保存を全うするためには、建物「管理権」を文書館自体が保有せずしては、万全ではない。

● D館。(ii)館との複合建物。(iii)館に建物管理権がある。空調可能な書庫にはなっているが、書物にカビが生じた際でも、空調を「渋られた」ということもある。

● E館。(ii)室などとの複合建物であるため、全面的な書庫燻蒸が行なえず、「少量づつ」書庫から燻蒸庫に運んではの作業になっている。

かつて昭和四〇〜五〇年代には「歴史資料館」という発想と形で、文書館的？機能を組込んだ類似施設が登場、流

### 複合施設の問題(抄)

前川恒雄

最近、図書館と他の公共施設を一つの建物とするいわゆる複合施設がふえてきている。

一つには、〇〇センターと称する機能のはつきりしない建物がふえ、それらを個々につくるよりまとめた方が安あがりだという風潮。

公共施設は……機能別につくるべきであり、それぞれの機能を生かすためには、独立していなければならない。

二つには、大きな建物ほど立派で良い建物であるかのような風潮。それは記念碑としてはよくても、住民の役にたつかどうかは、はなはだ疑わしい。そして「総合化」「統合化」が善であるかのような思

いこみがその裏にある。

三つには、別々の機能をもったもの一つにすることによって、相乗作用が期待できるといわれる。しかしほとんどの場合、相乗作用より相互障害作用の方が大きい。さらに利用者が非日常体験をする施設と図書館が複合されると特に障害が大きくなる。

(前川恒雄「図書館建築の課題」『公共建築』一一二号・一九八六／営繕協会から抜抄)



都道府県立図書館の建設状況 (『図書館年鑑'89』から作成)

開館	館名	面積	形態	開館	館名	面積	形態
1979	県立長野図書館	8700	独立	1983	福岡県立図書館	7946	独立
1980	滋賀県立図書館	6726	〃	〃	沖縄県立図書館	6842	〃
〃	鹿児島県立図書館	9012	複合	1984	福島県立図書館	9017	〃
1981	福井県立図書館	4947	独立	1985	熊本県立図書館	9410	〃
1982	宮城県立図書館	1028	〃	1988	広島県立図書館	6524	複合
〃	石川県立図書館	2267	複合	〃	宮崎県立図書館	9729	独立

行?した時期がある。いわゆる考古・民俗・歴史の三分野にわたって「歴史資料」という呼称のもとに一括扱おうとした施設である。しかし、その後、現段階にあつては、その多くが文書館的機能の分離独立・単一化の方向にある。文書記録の歴史的な保存公開の事業は、もはや考古・民俗資料などと併せて扱う機構・施設では成立しにくい/事態と判断に至っているのである。

最もヒドイのは、他施設を「道連れ」や「グシ」にしての複合館や大型館ツクリである。昭和四〇年代に強行され流行した「文化会館」とか「文化センター」とかいった総合・大型化施設が、その後、分離独立の方向をたどっているという実例をもつて教訓/とすべきである。歴史的に「実験は終わった/」と知るべきである。

## II 文書館という「体系」の表示と保障

### 四 コンセプト「みずからが」の表示

文書館は「文書」を基盤とするといっても、いずれの文書であってもヨイというものではない。文書館が基本的なメイン資料とするのは、何よりも当該文書館が所属する「みずからの」組織体系それ自体のものである。でなくしては、単なる「資料」館・「史料」館である。

そもそも文書館とは、

①「みずからの」組織体系の「みずからの」文書記録について、「みずから」保存公開すること、が基本。(……でなくして他者・第三者のそれでは、単なる「資料館」にすぎない)

②その文書記録の保存公開は、あまねく「みんなの」ために、公共的に、のこと。(……「歴史学のため」オンリーでは、「歴史資料」館・「史料」館となる)

③そして未来につながる「未来に向けて」のそれ。何十年、何百年後にもかけての「未来への遺産」が仕事。(……決して、過去完了・過去完結的な事業ではない)

それが基本要件。

この①「みずからの」、②「みんなのために」、③「みらいに向けて」という三つの要件、三つの原理を、私は文書館のコンセプト「三つの《み》」だと提唱している。

この「三《み》」一体性を体現、ディスプレイしていつこそ文書館。まずは、組織体系「みずからが」「みずからの」という、自己開示・自己開設のほどを表示することではなくてはならない。

### 五 「引継」というルーツの表明と保障

文書館の文書資料は、何よりも「組織的」の存在物である。当該組織体系の「所有」と「責任」の体系に位置する。であればこそ、組織体系「みずからが」としての文書館なのである。

早い話が、文書館の事業とは、仮りに「みずからの」組織体系が「捨てた」モノを「拾って」「利用・再利用」するなどというような所業ではない。あくまで組織体系として「残す」の所為である。

その文書資料は「引継」によるそれ。「引継」とは、組織体系自体の「所有」と「責任」の体系に所属・立脚しておればこそ成り立つこと。この「体系」をルーツとして文書館の存立はある。文書館は、このみずからの「動脈」「体系」

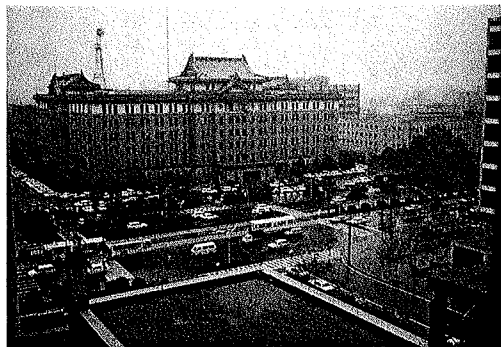
### 行政庁と文書館との至近距離

●文書館の立地としては、行政庁との至近距離が求められる。  
庁構内に立地し、その原点とも云うべ



き旧庁舎をそのまま建物としている北海道館のような場合もあれば、庁境域に帯接して在立している埼玉・栃木・愛知・千葉館のようなケースもある。

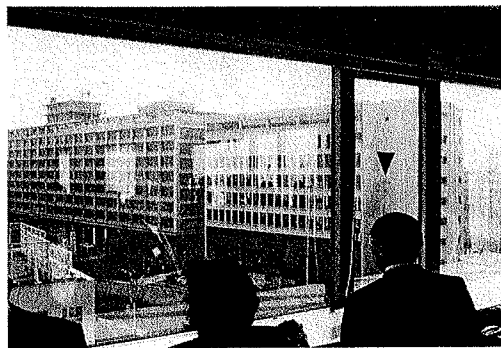
【写真上】栃木館。県庁の東庁舎に並んで立地。県立図書館にも近い。(H三)  
【写真中】愛知館から眼前に県庁舎を見



る。(S六)

【写真下】千葉館の西窓からは、県庁舎が大きくはだかつて迫る。(H二)

●行政庁との体系性が顕示されていてこそ、自治体文書館だと云ってよい。そのツナガリを告示するものが、両者の空間的の至近距離である。



を明示してこそ、その存在である。

ちなみに図書館や博物館・美術館のように「購入」による資料の保有であれば、自己完結的な「取得」や「所有」が可能であるが、文書館はこの面でも立脚点を異にする。

むろん文書館としての「所有」「責任」は厳存するが、究極的には組織体系としての「所有」と「責任」が、そこには内在・貫通していると承知、自覚すべきである。

「たとえ廃棄扱いたした文書ではあっても、それが存在する以上は公文書は公文書ノである」  
「残した」文書はあっても、《捨てた》文書は存在ノしない」

という文書の論理と体系に文書館はあるのである。であればこそ、組織的体系としての文書館なのである。これを単に「非現用だから」歴史資料・史料ノだとして断絶し切って扱うとでもするのなら、それはもうみずからのルーツの体系を捨象してのヒトリ歩きノ歴史資料館・史料館にほかならない。

この「みずからが」の「体系」のほどを顕示していつてこそ、「体系」の保障、文書館の存立である。

### 六 ローケーションによる「所属」の表示

文書館のストレートな自己表示、スタンスの表示として、建物のポジションがある。<sup>表①</sup>

この立地点をもって組織体系「みずからが」の文書館をディスプレイするとすると、それはもう、行政体文書館の場合には、当該行政庁の圏域をもって至当とする。

当該組織体系との「ルーツ」「動脈」をグラウンドデザインの上でも示すことによって、そのまま文書資料という「モ

表5 県庁からの距離・所要時間

	位 置	所要時間
山口県文書館	500m	歩10分
東京都公文書館	2.5km	電車20分
埼玉県立文書館	庁裏	歩数分
群馬県立文書館	3~4km	タクシー15分
北海道立文書館	構内	歩数分
大阪府公文書館	7.3km	車30~40分
愛知県公文書館	庁前	歩数分
栃木県立文書館	構内	歩数分
富山県公文書館	4~5km	バス20分
千葉県文書館	庁横	歩数分
広島県立文書館	2.5km	電車20分

表6 外 苑

公園地型	山口・国立・北海道・大阪・富山・徳島・
オフィス地型	東京・埼玉・愛知・栃木・千葉・
文教住宅地型	群馬・
再開発地型	広島・

表7 外 観（独立館）

ボックス型・シンプル型	埼玉・栃木・富山・千葉・
凹凸型・スタンダード型	国立・群馬・
歴史型・クラシック型	北海道・徳島・

ノ」の体系、文書館存立の組織的基盤を断然と示すことになる。行政首长府の直近にあつてこそ、当該行政体の文書館であることを端的に体现するものである。

いみじくも組織「体系」としての文書であり、文書館である。行政体文書館の場合、行政員と市民の活用・交流の圏域にあることが、文書館としての何よりも「場」の保障である。

### III 文書館としての物理的「保存」の保障

#### 七 アイデンティティ「唯一」性の保障

文書館とは、「これしきゃナイ」モノを利用者の手に渡して閲覧に供するの施設である。そこに文書館の独自性がある。それゆえに文書館は閉架式、ノン貸出である。

図書館は、「どこかにもアル」モノを貸し与えて閲覧に供する。普在物件を資材として異なると異なる。図書館は開架式を誇り、貸出を本業とする。

博物館と美術館は、「限られた」あるいは「これしきゃナイ」モノに拠るとしても、相手に「触れさせる」ことなく「眺めさせる」ところに独自性がある。もつとも、前者は標本主義、後者は実物主義というチガイはある。

こうして文書館は、このみずからが保存する「モノ」によって規定される。その特異性、独自性は次のごとくである。これら文書館のアイデンティティについては、前稿で述べた。（「文書館のアイデンティティとそのイラスト表現」・『山口県文書館研究紀要』一七号／一九九〇）



- ① 歴史的保存 (永久的保存)
  - ↓ 堆積性・異積性の保障 (×有限保存ではない)
- ② 将来的保存 (先行的保存)
  - ↓ 可容性・未来性の保障 (×完結保存ではない)
- ③ 唯一の保存 (非代替的・絶対的保存)
  - ↓ 厳重性・厳密性の保障 (×開架式保存ではない)
- ④ 実物保存 (現物保存)
  - ↓ 現物性の保障 (×標本的保存ではない)
- ⑤ 公開的保存 (供用的保存)
  - ↓ 公開性・公正性の保障 (×秘藏的保存ではない)
- ⑥ 公共的保存
  - ↓ 汎用性・多用途性の保障 (×独善的保存ではない)
- ⑦ 閲覧的保存
  - ↓ 内容性・情報性の保障 (×展示的保存ではない)

これらを保障、具現していくことが、文書館の施設とその運営。  
つまり、物理的空間としては、①大容量にして②保全装備の書庫こそ、ディスプレイ、レイアウトの核心である。

### 八 キャパシティ「大物量」の保障

文書資料という、その量的・質的のアイデンティティをどう保障するか。どう物理的、空間的にディスプレイするか。文書館をツクルとは、「書庫ツクリ」だと考えるとよい。書庫こそ文書館の心臓部。「唯一無二」「累積無限」という、その量的・質的の要請に応えるものでなくてはならない。何よりも①膨大な収容能力と、②精緻な保全装備、が求められる。

▼容量 何はともあれ大容量の書庫が要る。文書館にとって「大きすぎる」書庫はナイ。

●F館では、向こう三〇年分の余裕を測って書棚の延長距離を用意した(参考、英国国立文書館の場合四〇〇

表8 延面積と書庫面積

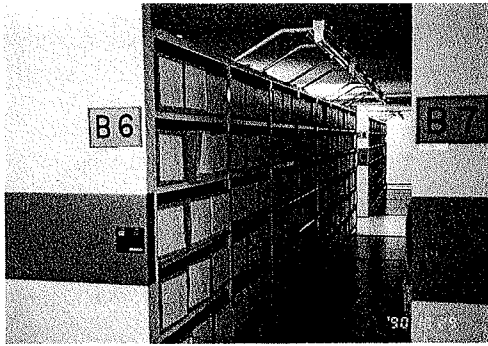
館名	延面積	書庫	比率	
山口県文書館	1156	699	60.5	別館1204/1204
国立公文書館	11550	7000	60.6	
東京都公文書館	3246	1371	42.2	
埼玉県立文書館	6507	2632	40.4	
群馬県立文書館	3306	1390	42.0	
北海道立文書館	1264	704	55.7	
大阪府公文書館	1146	552	48.2	
愛知県公文書館	2279	1229	53.9	
栃木県立文書館	5799	791	13.6	
富山県公文書館	3997	2507	62.7	
千葉県立文書館	6000	2100	35.0	
広島県立文書館	2530	1050	41.5	

文書館のメインディスプレイとディスプレイ (北川)

表9 収蔵能力

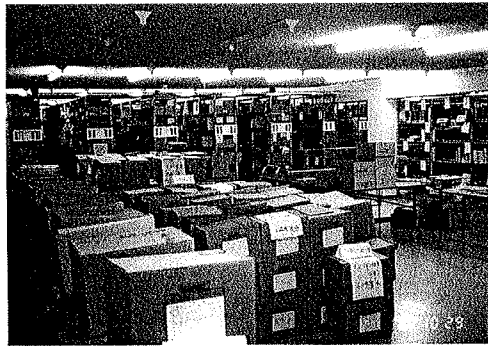
	書庫	書棚	備考
山口県文書館	2層	4km	+3km
国立公文書館	5層	40km	100万冊 (冊4cm)
東京都公文書館	5層	10km	
埼玉県立文書館	5層	20.6km	上野~浦和間20.6km
群馬県立文書館	5層	8.2km	
北海道立文書館	2層		+3層
大阪府公文書館	4層	3.6km	
愛知県公文書館	2層	13.5km	29万冊
栃木県立文書館	2層	6.2km	
富山県公文書館	3層	18km	富山~高岡間
千葉県立文書館	8層	12~22km	21万4千~41万5千冊 (冊5.5cm)
広島県立文書館	3層	10km	
徳島県立文書館	3層	8.7km	

●各館案内パンフ等および電話照会によって作成。



●電動式書架【写真上】は、単位面積あたりの収容量が多い。ことに単一系列の、それも数序の順に収容していく場合にき

書庫の電動化・中間庫化・分館化



わめて効率的である。しかし分類や整理しながら分配配架していく場合は、不向きな場合が多い。最近では利便を図って多離間型の電動式書架が登場している。電動式の場合、単位面積あたりの重量負荷も極めて大きくなるので、それだけの耐荷構造を必要とする。

●【写真中】文書課と直結した公文書館の場合、先行的な「先送り」的「先取り」的な搬入が多くなり、おのずから「中間庫」化する傾向がある。  
千葉館・神奈川館では、設立の当初から「中間庫」を設置している。  
●書庫の拡充として「分館」化も予測される。【写真下】は北海道館の別館「第二書庫」。本館から数百メートル離れる。旧美術館の建物。(S六)撮影



表10 山口県文書館の年平均(34~62年)収容点数とその必要書庫面積

内 訳	点 数	必要棚	必要連	延 棚 m	書架面積 150cm間隔	書庫面積 書架85%
		90cm棚	1連6棚			
県庁文書	1549	104	18連	93m	12㎡	
刊 行 物	1979	22	4	20	3	
諸家文書	1863	54	10	48	6	
図 書	627	21	4	19	2	
計	6018	201	36連	180m	23㎡	27㎡
			(1架6棚)			(×1,18)

表11 書庫の高さ・書架

	天井高さ	書棚奥行	棚 間 隔	棚 段 数	書架間隔 (芯々距離)
山 口	217cm	21.5cm	35cm	6 段	135cm
埼 玉	327~347	27.5	35	7	143

表12 書架の間隔 (ただし棚の奥行21cm【23.5cm】)

間 隔	可 能 動 作
120cm	最下段の出入れにはヒザをつく
135	最下段の出入れには腰をまげる
150	接架者の背後を通れる
165	接架者の背後をブックトラックが通れる
180	接架者の背後を車イスでも通れる

●図書館協会『図書館施設を見直す』(1986) から

km、山口県文書館の場合四km十三km)。しかし開館三年目、訪問してみると、書庫三層のうち三分の二の書棚は、すでに収蔵文書で埋まっている。

●山口県文書館の場合、二層で四km。それを仮設書棚と別置書庫で三kmを補充している。つまり三kmがオーバー。一〇年間で二km $\parallel$ 一層(四〇〇m)分の書庫が必要と判断している。

▼規格 文書は図書とはサイズが異なる。ゆえに書棚の奥行も、図書館の標準サイズでは不向き。よりLサイズのものがふさわしい。書棚のサイドカバーも全面ガード式であってほしい。

▼居住性 書庫は整理・管理のための執務室でもある。「モノ置場」でヨイというものではない。

●埼玉県立文書館では書庫の居住性を考慮して、広い書架間隔、高い天井、明るいカラーリングとしている。  
●栃木・徳島など新設館の多くでは、電話とともに執務机を書庫に定置している。

### 九 セーフティ「永久」性の保障

かけがえない文書資料のシェルターとして、したがって先進の科学技術の導入を書庫は必須とする。それだけに、書庫は当該館の斬新度・厳密度のメルクマールともされ、物理的ディスプレイのメインステージをなす。

▼構造 まず防護防災のため、他部門とは別構造とすることが大前提。

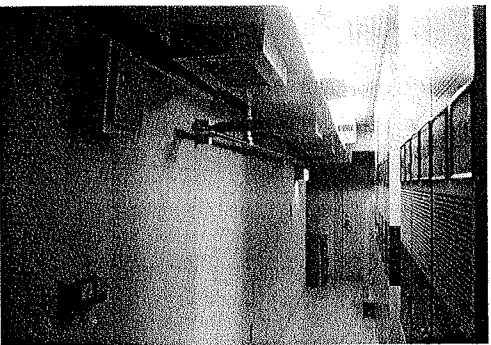
▼装置 今日の館界にあつて、書庫の「三種の神器」とされるのは、

- ①空調装置
- ②消火装置
- ③燻蒸装置

である。それらの状況、ハイトップを一見することによって、文書館という物理的「保存環境」の今日的

### 庫内空気の「中性化」と調湿壁面

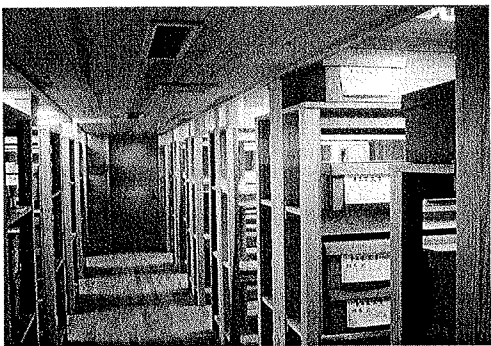
●書庫内の空気調整も、先端レベルでは空気そのものを化学的に浄化する域にまできている。



【写真上】徳島館。化学吸着フィルターを空調の熱交換器に装着することで、空気の「中性化」を行なう。(H三三)

とくに自動車や工場による排気・排煙ガスの濃厚なところでは、その緊要性が云われている。

●書庫内湿度の補助的な調整機能の装備



として、壁面の伝統的な板張と、新素材による調湿ボードがある。

【写真中】徳島館の古文書庫。県特産のスギ材を活用。(H三三)

【写真下】広島館。新しい方式としての調湿ボードによる庫内の壁面表装。価格は板張より高いという。(H元撮影)



レベルのほどを、理解することができる。

▽空調……文章資料にとつての温湿度の「急激な変化」を防ぐための措置。その標準値は、温度 $20^{\circ}\text{C}$ ± $2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $50\cdot55\%$ という幅域にある。<sup>表①</sup>①二四時間フル運転と②勤務時間帯（八時間）運転、それに臨時運転だけ、という格差もある。補助的に除湿器を併置しているところが少なくない。

いずれにしても、建物としては各階独立空調を可能とする構造が必要。積層式では不可。  
なお、こうした「恒湿恒湿」主義の、したがって無窓式書庫による完全空調方式に対して、季節による緩やかな湿度の変化を伴なう、また適応条件時には自然の大气による通気こそ、紙質や繊維にヨイとする考え方もある。

一方、温湿度だけでなく空気そのものの浄化・中性化を行なうレベルにまで、今日の完全空調方式では来ている。空气中の酸・アルカリ分を除くため、化学吸着フィルターを空調装置の熱交換器に装着することで「中性空気」を送り込む。交通激化などによる排気ガス汚染への対処として不可欠。

▽消火……書庫内の消火のため、ハロゲン化物消火装置。

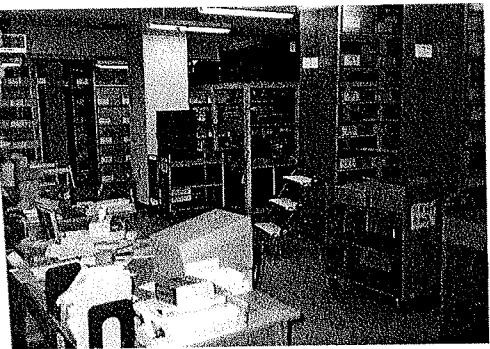
▽燻蒸……文書に寄生する害虫・カビなどを駆除するため、ふつう「エキボン」（酸化エチレンと臭化メチルの混合体）ガスによる燻蒸を行なう。

①燻蒸庫と①密閉書庫による方式があり、前者は搬入時に、後者は庫内全般を行なうのにふさわしい。このため①燻蒸庫の設置と②密閉式書庫が要件となる。

有毒ガスであるから、いずれも①強力な排気装置と②排気塔（活性炭吸着装置）の付設が不可欠とされる。また毒物及び劇物取締法に規制されて、専門資格者が専従することになる。<sup>註⑥</sup>

### 仕事場としての書庫の「居住性」

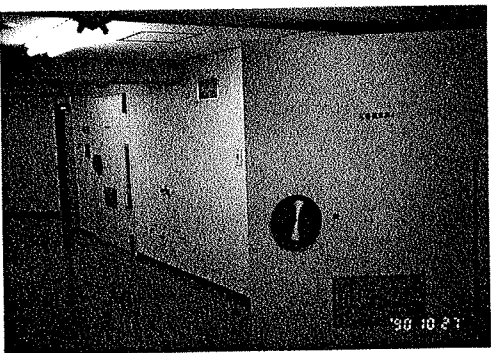
●書庫は整理のための作業室であり執務室である。単にモノ置場であってヨイというものではない。



【写真上】その日量時の作業のために、書庫の「居住性」といった発想を掲げ、具体的に提示したのが埼玉館。天井も高く、壁面のカラーリングも明るい。庫内に机・椅子・ブックトラックなどが持込まれ、日常的な仕事場になっている。表①参照。（S五九）



【写真中】徳島館。書庫内に机・電話を配備した態勢。（H三三）  
●書庫前の廊下は一時的な仮置場・搬入場、臨時の作業場でもある。スペースをとっておく方がヨイ。  
【写真下】広島館。書庫前の廊下は幅の広さを配慮、確保している。（H二二）



### 一〇 ディスポジション「大量要員」の保障

文書館の「メインディスプレイ」「メインポール」とは云っても、その定立は容易ではない。それに見合うだけの要員配備<sup>註</sup>「ディスプレイポジション」が伴わなくてはならない。当該部門への大量の「ヒト」「カネ」「トキ」の投入体制がそれである。

埼玉県立文書館や千葉県文書館を見学してガク然とするのは、何よりも「整理作業」部門に投入されている従事者の多さである。

- 千葉館では、整理室で一斉に実に二〇人もの嘱託員が目録カード採取に従事 (平成二)。
  - 埼玉館では (正規職員一六人のほかに) 二六人もの嘱託員・雇用員を擁していた (昭和五九)。
- また、これだけの大量要員とともに、それ相応の予算充当が不可欠。

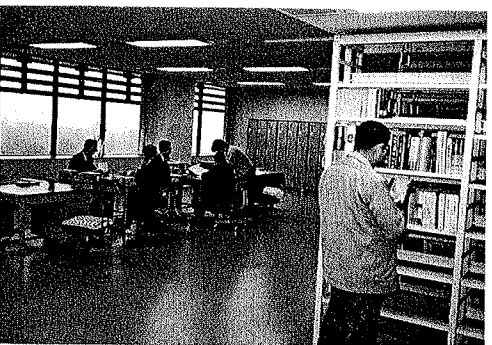
- 埼玉館など数館では、何千冊・何万冊もの簿冊について一冊あたり千数百円の表装加工を行なっていた。
  - 千葉館では明治期の公文書整理に際して、一丁 (枚) 一三〇〇〜一五〇〇円の補修 (ルーフキャストイング) を施すのに一冊当たり一〇万円ノを当てている。
  - 埼玉館が一〇万件もの公文書についての目録採り事業をやりとげたのは、一〇年計画でもってのこと。
  - 東京都公文書館では、明治期の公文書簿冊一三二〇〇冊について件名カードを採るのに、専従要員五人を配して着手。明治期を仕上げるだけでも向う五〇年間ノの事業だとい<sup>註</sup>う。
- いずれも、外からは「見えない」ところでの、大量の要員配備 (ディスプレイ) である。

### 最大の稼働部門としての整理室

文書館最大の稼働部門は整理室である。それが保障されてこそ、大物量システムとしての文書館の機能が体现する。



【写真上】千葉館の整理室の一つ。二〇人もの従事者が一斉、整然と目録・検索カード採りに従事する。目を見張るばかりの光景である。 (H二)



【写真中】愛知館の広い整理室。それが第一・第二・第三整理室というように確保されている。 (S六一)

【写真下】埼玉館の整理室の一つ。窓外に県議事室が見える端止な露間<sup>註</sup>。 (S五九撮影)



埼玉館は、全国に先駆けての情報公開 (S五八) に向けて、一〇年の歳月をかけて整理事業を進めてきたことで、その成果を築いた。

表13 整理・補修室

山口県文書館				
国立公文書館		修復室		
東京都公文書館	裁断室	製本室	整理分類室	
埼玉県立文書館		製本室	整理複写室	
群馬県立文書館			整理分類室	
北海道立文書館		製本・解読室		
大阪府公文書館				
愛知県公文書館		整理室 I	II	III
栃木県立文書館	補修製本室			
富山県公文書館		史料整理室	公文書整理室	
千葉県文書館	製本室		目録作成室	文書判定室*
広島県立文書館	製本補修室			

●各館の案内・年報・要覧等から作成。

表14 空調温湿度

	文 書 庫		フィルム保管室	
山口県文書館				
国立公文書館				
東京都公文書館				
埼玉県立文書館	s 26~w 20°C	50%	22°C	50%
群馬県立文書館	20°C ± 2	55% ± 2	15°C	50%
北海道立文書館				
大阪府公文書館				
愛知県公文書館				
栃木県立文書館	(22°C ±)	(50% ±)		
富山県公文書館				
千葉県文書館				
広島県立文書館				

●年報・要覧等に掲載されている場合についてのみ表記。

この「大物量」処理には、要員とともに、その整理スペース（それも一次整理室・二次整理室・目録作成室・補修室など）が伴なうことも要件。<sup>表⑧</sup>  
 そうしたフォーメーションなくしては、大物量の処理は不可能。保障されない。

一 一 ポリシー「主・副」性の保障

文書館の機能や事業・運営を含めて、文書館というものをどうディスプレイし、保障していくか。何を「メインディスプレイ」とし、何を「サブディスプレイ」とするか。ディスプレイポジションを伴ったそのフォーメーション化は、実にポリシイである。

山口県文書館が「史料集刊行」を、埼玉県立文書館が「公文書整理」をメイン事業とし、看板事業にしてきたなどは、その典型事例。ポリシイとディスプレイポジションの差が館の歴史と性格を大きく分かつ。

七年前、埼玉県文書館の吉本寅男館長は、こう断言した。

「当館は、史料集よりも目録…、研究よりもサービスを…、で来た」

「埼玉はこうなって、山口がそうなっている、それぞれ歴史の実験の結果なんです」

「この二つの方式の結果から、後発県は判断するはずですよ」

「今の埼玉に追いつくとしても、一〇年はかかるでしょう」

と。(昭和五九/一二)<sup>註⑨</sup>

ポリシイは、予算的・財政的に構造化することで、固定化し、路線化し、永続化する。それだけにポリシイ如何が

館のあり方を大きく左右し、長期にわたって規定づける。

ことに小規模館の場合、ポリシーによるディスプレイの、その反面作用、反作用が重大化する。一方の展開が他方の停滞、外への拡張が内への圧縮となる、というゆがみ。

おまけに「文書館は出来てはみたけれど……」という状況対処から、いきおい「利用」面、「外面」的事業がエスカレート<sup>註⑥</sup>。「見えない」ポリシーよりも「見える」ポリシーがスケールアップする。それに館スタートの基本構想とはウラハラに、「逸脱」と「偏向」をひたすら進め続けてきた前轍もないわけではない。

たとえ「二足のワラジ」「二つの顔」の文書館だとしても、あくまでも文書館としてのメインディスプレイとは何か…を軸足<sup>註⑦</sup>としてのそれなくてはなるまい。そのスタンスでの「主面」と「副面」、「基軸」と「外輪」、そのツイン<sup>註⑧</sup>組合せをもって、ポリシーの骨格とすべきである。

それだけに、ポリシー以前の「文書館とは何か」をツキツメてはの歩足こそ不可欠である。何はともあれ「文書館の思想」<sup>註⑨</sup>あつてのポリシーとレイアウト、の姿勢が求められる。

#### IV 文書館という「未来」性の表示と保障

##### 一ニ タイムラグ「現域」性の表示

文書館が「分かりにくい」「ワンダーな」施設だとされるのは、一つにはそれが二面性をもっているからである。この二面性とは、とりもなおさず文書資料それ自身のもつ時間的存在としての幅域の二面性に由来する。

すなわち、文書資料は、①「現時」(現在・現行)域のものから、②「過去完了」(過去・歴史)域のものにわたる。このタイムラグとしての二面性、両面性を備えておればこそ文書館。この二面性をどう保障し、どう表示するか。ところが、多くの場合、「過去完了」「歴史」域の資料に利用者は断然と圧倒的に就くのである。<sup>表⑩</sup>

- たとえば、山口県文書館。利用件数の八九%は藩政記録の「毛利家文庫」。
- 国立公文書館でも、利用件数の八七%は「古書」、幕府伝来の「紅葉山文庫」。

ために、なかには「過去完了」「歴史」の面域が前面化し、ひいては全面視されかねない。あげくは文書館というところ、「古文書」「古文書館」「史料」「史料館」などともどもミスイメージされる始末。つまり「現文書」「現文書館」「未来文書」「未来文書館」とでもいうべき文書館の正面像、主面像は視界の外に置き去られることになる。

だものだから「見えてない」文書館。しかも「見てもらおう」として、これまた「見られる」「見てくれ」の方を「見せよう」とするから、ますますコトは逆進する。

なればこそ、文書館の「メインディスプレイ」とは何かを問わなくてはならないことになる。みずからのディスプレイ、イメージメントとして「現在」域・「未来」域を表示、保障していくことがないと、文書館は「古文書」館や「歴史」館になる。

##### 一三 サバーアディクションとしての「客寄せ」

文書館は、「お客」(利用者)がそう来るところではない。「知る人ぞ知る」やの施設。開設したものの「閑古鳥が鳴く」「ユースレス」の不安・危惧をまといかねない。



表15 閲覧室面積

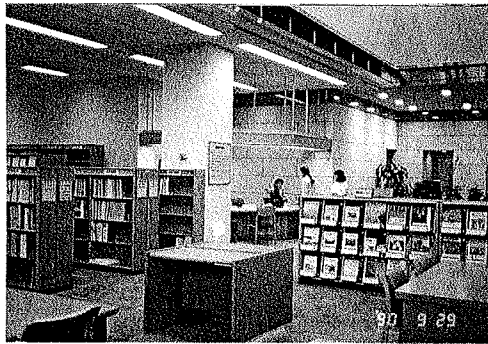
館名	閲覧室	備考
山口県文書館	155	+大絵図利用室20+特別調査室24
国立公文書館	275	
東京都公文書館	44	+兼撮影室32
埼玉県立文書館	162	+特別閲覧室43
群馬県立文書館	54	+別閲覧室24
北海道立文書館	222	
大阪府公文書館	90	
愛知県公文書館	254	
栃木県立文書館	91	
富山県公文書館	147	
千葉県文書館	137	+特別閲覧室45
広島県立文書館	250	
徳島県立文書館	105	+特別閲覧室24

表16 展示室面積

館名	展示室	備考
山口県文書館	0	
国立公文書館	439	(展示ホール)
東京都公文書館	148	(展示ホール)
埼玉県立文書館	130	+展示準備室23
群馬県立文書館	75	
北海道立文書館	222	
大阪府公文書館	16	
愛知県公文書館	112	
栃木県立文書館	75	(兼研修室)
富山県公文書館	112	
千葉県文書館	100	
広島県立文書館	90	(特別展示室)
徳島県立文書館	47	

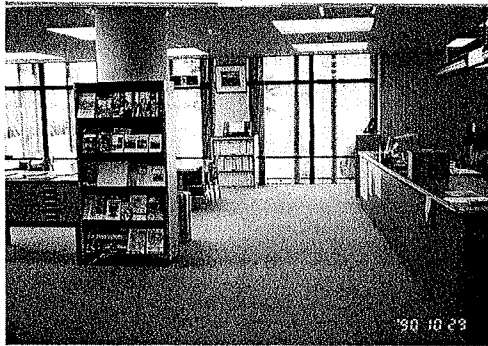
行政刊行物・行政資料の前面化

公文書館では、いわゆる行政刊行物を「行政資料」として、これを前面に押し立てていく傾向がある。



行政刊行物は、外観して資料内容が瞭然であり、何よりも利用者の層や幅が広いからである。

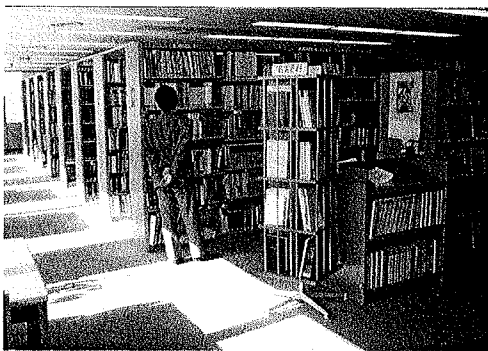
【写真上】鳥取館。行政刊行物を積極的に開架することで、館機能の一半を顕示している。(H二・梅田正氏撮影)



【写真中】富山館。外路から見える一階

に閲覧室。明るい室内の書棚に行政刊行物、郷土史関係図書を出している。(H二)

【写真下】千葉館。行政資料室を下層階に置き、全面的な開架式。コピーサービスも進んで対応。利用者も多く、賑わっていた。(H二)





### エントランス部門の創意設営

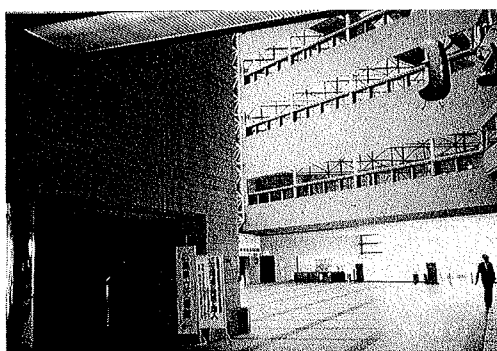
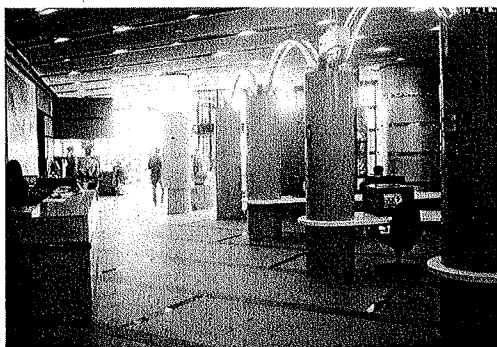
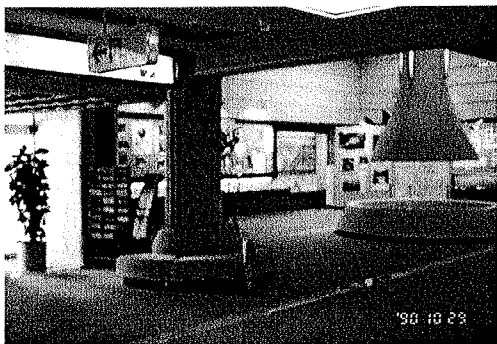
エントランス部門をどうするか。どうアピール、どう「客寄せ」するか。エントランス部門のディスプレイ・演示が課

題となっている。

【写真上】富山館。入口に続き企画展示ホール。新築の投影プロジェクターが目引く。展示の企画水準は高い。

それだけの高質スタッフをどう確保、キープしていくか、課題。(H二二)  
【写真中】千葉館のエントランス部門。

マルチビデオを目玉に、案内コーナーからコーヒESHOPP、新聞読み場などなどまで、市民が足を運び寛げるよう、チャージングポイントを用意している。(H二二)  
【写真下】広島館。複合館としての広大なコンベンションホール。文書館への入口は、その一隅にある。(H二二撮影)



ために「客寄せ」を意図したレイアウト、ディスプレイを見ることがができる。

- ①複合化……文書館一館だけでは動員力に限界があるとして、類似?の文化施設ないし情報施設などと隣設ないし併設する。
- ②ロビー化・ショップ化・ショールーム化……一階にビジュアルなエントランスルームや展示場、新聞コーナー、コーヒESHOPPなど、一般市民が自由に出入りできるエリアを設定する。
- ③ホール化・コンベンション化……さらには多目的ホールや会議室・研修室を設置して、これを貸用する。とて館の存在の周知を図る。
- ④イベント化・カルチャー化……講座室や展示室などを用意し、文書館とし公開の行事や催物を多催する。
- ⑤行政刊行物センター化……いわゆる行政刊行物、行政資料室を前面に開架式にして出すとともに、そのコピーサービスや頒布サービスも行なう。
- ⑥郷土史センター化……地域内の民間文書を積極的に収集し、所蔵資料の領域の拡張と内容の充実を図ること。で利用者の増大を図る。

などなど。

ただし、これらはいくまでも「ツケアワセ」「サパーアディクション」としての措置でなくてはならない。これらがメインディスプレイとされていっては、いきおい尻尾が館を振ることになる。

すなわち、文書館についてミスイメージを社会化しかねないだけでなく、相応の配力(ディスプレイポジション)を持た合わせない非力の小規模館にあつては、館の主幹を空洞化させていきかねない。

つまり、「人寄せ」を図ることと文書館の自己喪失とは、「背中合わせ」にある。文書館は「文化センター」でも「歴史展示館」「行政資料室」でもない。

なればこそ、「文書館とは何か」の「ツキツメ」での姿勢こそ不断に欠かせない。

#### 一四 文書館としての「展示」限度の保障

一般に「ディスプレイ」というと、「展示」のこと。「見えにくい」文書館を「見せる」方式として、また「人知らぬ」文書館に「客寄せ」を図ろうとして、展示会が企画され、また展示室がレイアウトされる。

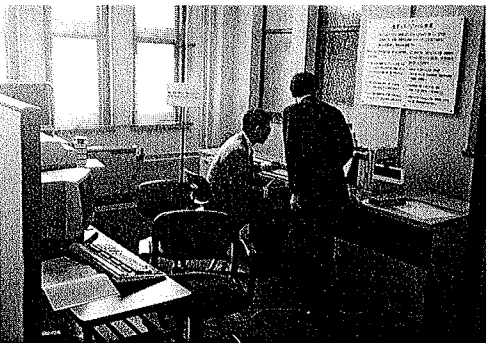
しかし、云っておくが、文書館は博物館や美術館のように「展示」をメインとする機関ではない。展示は本命ではない。あくまでも補助的、臨時的のそれとしてのこと。「展示に追われる」ような、「展示室があるから展示を…」というようなサマでは本末転倒である。

常設展とか、期間三カ月もといったような長期展は資料保存の上からも自制、自戒されるべきこと。ふつう一カ月が資料の貸出期限だとすれば、みずからの資料展示についても、一カ月が限度のはず。とすれば通年(原物)展示するとしても一カ月サイクルでの「月替え」展示くらいの小規模展示が順当。せいぜい展示ケース一台くらいの「展示コーナー」で充分。「ミニ展示」「小展示」でもないかぎり、内容保持・資料確保の上からしても通年の展示維持は容易でない。

一応の展示室は用意されて当然だが、あくまで臨時/用として、常時は研修室などに転用しておける様式としておくべきであろう。

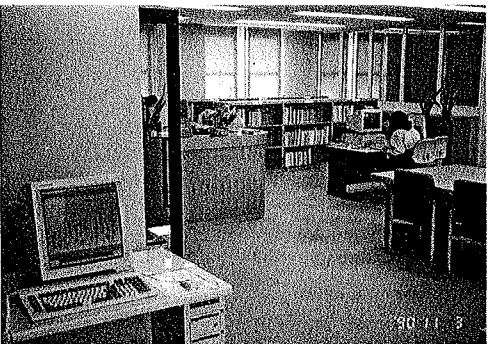
#### 閲覧室のハイテク「三種の神器」

空調・消火・煙蒸の三装置が、書庫の「三種の神器」ならば、閲覧室にも、このところ、レーザーディスク・検索、ソ



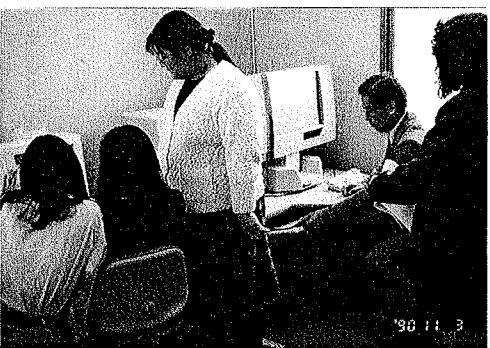
コン・マイクローリダーといった、ハイテク「三種の神器」が登場してきている。閲覧室の「情報化」「現代化」とでも云おうか。

【写真上】大阪館。レーザーディスクを最初に導入した。明治初期の簿冊を収録し、その検索呼出してのディスプレイか



ら、プリントアウトまでをする。(S六)

【写真中・下】徳島館。目録検索用のパソコンが閲覧室の中央に備付けてあり、利用者が直接利用できる。手前にレーザーディスクとマイクローリダーも配備されている。(H二撮影)



また、展示の内容も、文書館としてのそれではなくてはならない。何も「歴史」を供覧、展覧することが文書館の展示ではない。文書館は「歴史館」ではない。歴史や歴史像ではなく文書そのもの、文書そのことを、あるいは歴史像再構成の「根拠」と「方法」を提示していくコトとしてこそ、文書館のディスプレイはある。

そのことを通して、「過去」のみならず「現在」の文書記録を「未来」に残していくという社会的理解へとツナイदैって、はじめて文書館の展示ならではの真価である。

### 一五 建物デザインによる「未来」の表示

施設を印象づけるのは、その外観・外形である。これをどうデザインするか。これぞ文書館のシンボライズする大きなディスプレイ。<sup>表⑦</sup>文書館の「思想」の見せどころ。

ところが、多くの場合、とかく文書館のデザインと云うと、スグにも①「歴史的な」②「古風な・アンティークな・レトロな」③「伝統的な・トラッドな」、などとくる。

しかし、そういうイメージメントだとウシロマエになるとは思わないか。文書館と云えばみずからがして「過去へのタイムトンネル」だとしていくような、文書館員と云えばもっぱら「過去へ道先案内人」であるかのような自己認識では、いきおい「過去」館、「歴史」館、「古る」文書館になってしまう。

文書館自身の、より主体的な自己存立の姿勢と自己主張をもってデザインするとすれば、それはおのずから「未来的となるのではあるまいか。文書館は「未来へのタイムカプセル」であり、文書館員は「未来へのメッセンジャー」。「未来からのエージェント」でさえある。

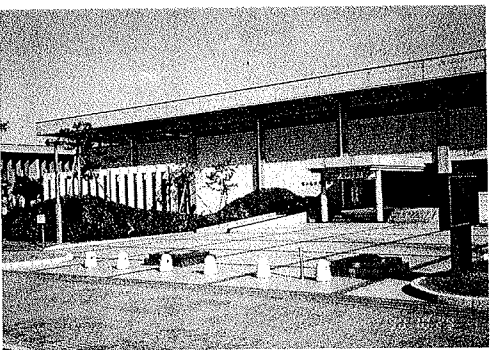
### 文書館建物のインプレッション

「文書館ってナニ？」の第一印象、第一回答をなすものに、文書館の建物がある。「文書館の顔」だと云ってよい。



【写真上】北海道館。「赤れんが」の名で有名な旧道庁舎。北海道のシンボルとして観光客が年間一〇万人も訪れる。クラシック型の代表。(S六二)撮影)

【写真中】富山館。風光にめぐまれた風致地区に図書館と並んで建つ、白亜の殿堂といった趣き。自然環境としては最良



のそれにある。(H二)

【写真下】千葉館。県庁至近のゾーンにあつては建物は高層化する。情報公開室や行政資料室など、階層ごとに機能分担を明確にした利用系列のコンパクトな構成も的確だが、内蔵部門の設置のスケールの大きさに剋目させられる。(H二)



文書館のもつこの「未来」志向、「未来との通信使」たるの姿勢を建物としてもアピールしていつて、「未来に開く」「未来に生きる」という、文書館「思想」のほどを世に告げるものである。

### おわりに

文書館の①メインディッシュノ(主軸)とは何か。それを「ツキツメ」、その上で②ディスプレイ(演示)を「ツケアワセ」「ツケタシ」ていく。

そういう①「ツキツメ」と②「ツケアワセ」「ツケタシ」、それを①主・②副としての③「ツイン」思考。そういう骨格でのパラダイム(思考様式)とポリシー(方針)・ディスプレイポジション(配備)・フォーメーション(態形)を持ちえてこそ、文書館の自己形成・自己定立だと、私は考える。

はからずもこの一年間、文書館について私書きつけてきたことは、そのことにでもなろうか。

- ①「地域の中の文書館―その基盤造成と環境形成の方位」(全史料協『会報』一八号・一九九〇/一)
- ②「文書館のアイデンティティとそのイラスト表現」(『山口県文書館研究紀要』一七号・一九九〇/三)
- ③「文書館のウチとソトとその運動―全史料協広島大会で発表して」(『芸備地方史研究』一七四・一七五号・一九九〇/七)

- ④「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」(『地方史研究』二二八号・一九九〇/二二)

- ⑤「文書館のメインディッシュとディスプレイ」(『山口県文書館研究紀要』一八号・一九九二/三)

いずれも機会に恵まれての仕儀ではあるが、私なりに息急がせての書付けでもある……。『ミネルヴァのフクロウは

夕暮にこそ飛ぶ」とか――。

### 註

- ①北川健「文書館の建物と設備」(二九九〇/一一・全史料協主催研修会)

②なお、文書館が、当該組織体系「みずからの」文書記録をベースとする以上、行政体文書館の場合これをわざわざ「公文書館」とうたわなくとも、公ノ文書であることは自明。

また、文書館は組織体系「みずからが」設置するものだとすれば、「〇〇県立」とか「▽▽大学立」などと「立」を付示せずとも、「〇〇県文書館」「▽▽大学文書館」でコト足りるはず。他者によるその設置などありはしないのだから。

- ③前川恒雄「図書館建築の課題」(官庁協『公共建築』二二二号・一九八六)

④山口県文書館についても、昭和四五年ころ移築準備の段階で、図書館と統合して「文化会館」とするという試案が、他方にはあった。

- ⑤北川健「文書館運動と史料保存運動のインターフェイス」(『地方史研究協議会『地方史研究』二二八号・一九九〇)

文書館のメインディッシュとディスプレイ(北川)

- ⑥燻蒸については、左記の報告が適切。

栃木県文書館「くん蒸器の運用」(『栃木県立文書館年報』昭和六二年度・一九八八)

大野寛「くん蒸消毒」(『岐阜県歴史資料館報』一三三号・一九九〇)

岡田一雄「燻蒸を実施して」(『広島県立文書館紀要』二号・一九九〇/三)

⑦北川健「情報公開システムの登場と文書館―埼玉県立文書館を見学しての記」(『文書館ニュース』一八号・一九八四)

⑧山崎尚美ほか「明治期行政文書の目録作成と入力事業について」(全史料協関東支部会『アーキビスト』一九号・一九八九)

⑨北川健「地域の中の文書館―その基盤造成と環境形成の方位」(全史料協『会報』一八号・一九九〇)

⑩北川健「文書館という建物と思想」(全史料協『会報』一四号・一九八八)

付記

本稿は、「文書館の建物と設備」と題して、さきごろの全史料協千葉大会(第一五回・一九九〇/一一)研修会で講義したことの一半を、事後の問題関心でもってアレンジ、リライトしたものである。先年来の、私なりの一連の「建物・設備」論と文書館論の上になるものでもある。

- ① 「文書館という建物と思想」……全史料協第一三回/北海道大会(一九八七/一〇)
- ② 「史料保存環境論」……国立史料館第三四回史料管理学研修会(大阪会場・一九八八/一一)
- ③ 「史料保存環境論」……国立史料館第三五回史料管理学研修会(福岡会場・一九八九/一一)
- ④ 「文書館の建物と設備」……全史料協第一五回/千葉大会研修会(一九九〇/一一)

なお、講義の翌日、北海道立文書館の鈴江英一氏から「研修に連れて来た当方の若い職員に、文書館員としての自信と励みを与えていただいて…」という、予期せぬコメントを頂戴した。拙講の何がどう「自信」と「励み」となるのか。私自身としても、よすがとしたい。